

地域密着型通所介護事業デイサービスセンターきぼう 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人ひろの会（以下「事業者」という。）が設置するデイサービスきぼう（以下、「事業所」という。）において行う地域密着型通所介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービスとして久慈広域連合が定めるもの。以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の従業者が要介護状態等の利用者に対し、適切な事業等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、心身機能の回復を図り、もって生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び必要な援助を行う。
- 3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の居住する市町村、地域包括支援センター、他のサービス事業者、福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 4 通所型サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行う。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 デイサービスきぼう
- (2) 所在地 岩手県九戸郡洋野町種市第23地割81番地27

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、従事者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うことともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の従事者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
- (2) 生活相談員 1名以上（サービス提供時間帯を通じて配置）
生活相談員は、サービスの利用申込に係る調整、事業等に係るサービス計画の作成等を行う。また、利用者に対し日常生活上の介護その他必要な業務の提供にあたる。
- (3) 看護職員 1名以上
看護職員は利用者的心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。
- (4) 介護職員 2名以上

介護職員は利用者的心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。

(5) 機能訓練指導員 1名以上

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(営業日、営業時間及びサービス提供時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日と金曜日とする。ただし12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 8時00分から17時00分までとする。
- (3) サービス提供時間 1単位目：8時45分～16時15分
- (4) 延長サービス（7時間以上9時間未満のサービスの前後に行うもの）については実施しない。

(事業所の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、1日1単位18名とする。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

(事業の内容)

第7条 地域密着型通所介護事業の内容は、次に掲げるもの及びその他必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 日常生活援助
- (2) 入浴
- (3) 食事の提供
- (4) 生活指導（相談・援助等）
- (5) 機能訓練
- (6) レクリエーション
- (7) 健康チェック
- (8) 送迎

2 通所型サービスの内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 日常生活援助
- (2) 入浴
- (3) 食事の提供
- (4) 生活指導（相談・援助等）
- (5) 機能訓練
- (6) レクリエーション
- (7) 健康チェック
- (8) 送迎

(事業の利用料その他の費用の額)

第8条 地域密着型通所介護の利用料は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合に応じた額とする。

- (1) 食事の提供に要する費用については、500円を徴収する。
- (2) おむつ代については、50円～70円を徴収する（業者から購入した額と同額とする）。
- (3) その他、地域密着型通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。
- (4) (3)の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- (5) 地域密着型通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に關し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- (6) 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

2 通所型サービスを提供した場合の利用料の額は、久慈広域連合が定める額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用については、500円を徴収する。
- (2) おむつ代については、50円～70円を徴収する（業者から購入した額と同額とする）。
- (3) その他、通所型サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。
- (4) (3)の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- (5) 通所型サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に關し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- (6) 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、洋野町（旧種市町）とする。

(衛生管理等)

第10条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 11 条 利用者は事業の提供を受ける際には、必要に応じて医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を事業所に伝え、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。また、特に感染症の疑いが少しでもあるような場合は必ず事前に事業所へ連絡するなど、事業所が適切なサービス提供を行えるよう留意するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第 12 条 事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 利用者に対するは事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対するは事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 13 条 事業所は、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

- 2 前項の非常災害対策に対する具体的計画は、施設の置かれた状況により、火災、風水害、地震、津波その他の災害の態様ごとに立てるものとする。
- 3 事業所は、非常災害に備えるため、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、定期的に避難又は救出の訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

(苦情処理)

第 14 条 事業の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した事業に関し、法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第 15 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提

供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、事業の提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(地域との連携等)

第19条 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行うなど、地域との交流を図るものとする。

- 2 事業所の行う地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。
- 3 運営推進会議の構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員又は市町村の職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等とし、おおむね6ヶ月に1回以上開催する。
- 4 事業者は、運営推進会議において活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設ける。
- 5 事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(業務継続計画の策定等)

第20条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体拘束)

第21条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(記録の整備)

第22条 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 事業所は、利用者に対する事業の提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 事業に係るサービス計画
- (2) 提供した具体的なサービス内容等の記録
- (3) 利用者に関する市町村への報告等の記録
- (4) 苦情の内容等に関する記録
- (5) 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録

(その他運営に関する留意事項)

第23条 事業所は、従業者の資質向上のために次のとおり研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- ① 採用時研修 採用後1ヵ月以内
 - ② 継続研修 年1回
- 2 事業所は、すべての従事者に対し、健康診断等を定期的に実施する。
- 3 従事者は従業者が在職中のみならず退職後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人ひろの会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年6月12日から施行する。